

根室市教育委員会訓令第3号

根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年4月24日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 8 年 4 月 2 4 日
根室市教育委員会訓令第 3 号

根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の一部を改
正する訓令

根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱（令和 2 年根室市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 根室市立学校の 3 の部週休日・休日等の項中「による。」の次に「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年北海道条例第 21 号）の定めるところに準ずる。」を加え、同表 4 の部週休日・休日等の項中「による。」の次に「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 10 年北海道条例第 21 号）の定めるところに準ずる。」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の根室市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。